

中 央 区

まち・ひと・しごと創生総合戦略

令 和 2 年 3 月
中 央 区



目 次

1 総 論

(1) 策定の経緯	1
(2) 地方創生に対する中央区の考え方	1
(3) 中央区総合戦略の位置付けと策定の考え方	2
【参考】本区と全国市町村の主な連携事業	5
(4) 中央区総合戦略の体系	7
(5) 対象期間	9
(6) 中央区総合戦略とSDGs	9
(7) 中央区総合戦略の効果検証	17

2 各 論

(1) 基本目標①	18
基本的方向①	19
具体的施策①	22
(2) 基本目標②	30
基本的方向②	31
具体的施策②	33
(3) 基本目標③	40
基本的方向③	41
具体的施策③	43

1 総論

(1) 策定の経緯

国は、急激な少子高齢化、人口減少という課題に対し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号。以下「法」という。）を制定し、平成26年12月には、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の施策の基本的方向等を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

一方で、法は、地方公共団体についても、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して、地方版総合戦略を策定することを努力義務としました。

こうした中、東京都は、地方版総合戦略として、平成27年10月に「東京と地方が共に栄える、真の地方創生」の実現を目指す「東京都総合戦略」を策定しました。

本区においては、平成28年3月に、本区の人口の将来展望を明らかにし、今後目指すべき方向性を掲示する地方版総合戦略に反映させていくため、対象期間を2046年までとする「中央区人口ビジョン」を策定しました。

その後、平成29年6月に、20年後の中央区を展望した区の将来像を「輝く未来へ橋をかける——人が集まる粋なまち」と描き、その実現に至る道筋を示す「中央区基本構想」を策定し、平成30年2月に、今後10年間を見据えた具体的な施策や取組内容を示した「中央区基本計画2018」（以下「基本計画」という。）を取りまとめました。基本計画の策定に当たっては地方創生の趣旨にも配慮しており、自治体間連携等の施策も設けていること、基本計画策定時点においては国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の対象期間が残り2年であったこと等から、地方版総合戦略としては策定せず、次期改定期に検討することとしました。

この度、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年となる令和元年12月に、国は、地方創生の次のステージとして、「多様な人材の活躍を推進する」及びSDGs等「新しい時代の流れを力にする」という2つの横断的な目標を追加し、これまでの継続を力にして地方創生の一層の充実・強化を図るため、対象期間を令和2年度から5年間とする第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

このため、本区は、法第10条に基づき、国及び都の総合戦略を勘案し、「中央区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「中央区総合戦略」という。）を策定いたします。

(2) 地方創生に対する中央区の考え方

本区は、東京23区のほぼ中央に位置し、江戸開府以来400年にわたってわが国の文化・商業・情報の中心として心臓部の役割を担い発展してきました。

本区の人口は、昭和28年に172,183人まで増加しましたが、その後は高度経済成長や都市化の進行に伴って減少に転じ、平成9年には、71,806人と過去最低を記録しました。その後、住環境の整備をはじめとする定住人口回復施策などにより増加に転じ、平成18年には長年目標としてきた定住人口10万人を達成し、平成30年5月には59年ぶりに16万人を突破しました。今後についても、引き続き、大規模な住宅開発事業が計画されていることや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後に晴海地区に整備される予定の住宅などにより20万人の突破が見込まれ、当面の間はこの傾向が続くものと考えられます。しかしながら、増加傾向は永続的なものではなく、日本全体の人口減少などの影響により、将来的には、本区においても減少局面に入ることが見込まれているため、区の魅力を高め、現在のにぎわいを維持する取組等が必要であると認識しております。

かつて本区では、急激な人口減少とそれに伴うまちの空洞化により、区民生活や住環境のみならず、地域コミュニティを含めた地域社会そのものを脅かす深刻な影響が見られました。まちの活力を取り戻すべく、総合的な定住人口回復施策に取り組み続けてきたからこそ、現在の中央区の姿があります。地方と東京都心という一面だけを切り取って、地方創生を進めることは得策ではありません。

国の総合戦略は過度な東京一極集中の是正を目的としていますが、東京対地方という構図により地方から東京への人口移動を抑制するだけでは、日本の中心である東京から活力を奪うだけではなく、日本全体の衰退をもまねくおそれがあります。

東京の発展と地方の繁栄とは両立し得るものであり、互いに相乗効果が生まれるよう協力し合うことこそが、わが国全体の持続的発展、すなわち真の地方創生の実現につながるものと考えます。

このため、本区は、東京の心臓部の役割を担う区として、地方と相互に協力し、本区と地方が共に栄える真の地方創生の実現を目指します。

(3) 中央区総合戦略の位置付けと策定の考え方

本区は、平成29年6月に中央区基本構想を策定し、これを受けて、基本計画を取りまとめました。基本計画の下で、住み・働き・集うすべての人々が幸せを実感し誇りを持てる都心「中央区」の実現に向けて、さまざまな施策を講じているところです。

中央区総合戦略は、基本計画で掲げた目標や政策をベースとし、本区と地方の共存共栄にも焦点を当て、本区と地方が共に栄える真の地方創生の実現を目指していきます。

本区は、これまでも産業・文化交流・観光・環境・防災対策等の分野で自治体間連携の推進を積極的に図ってまいりました。

産業・文化交流の分野では、毎年開催している大江戸まつり盆おどり大会において、山梨県富士河口湖町、岡山県玉野市等（計14団体）連携自治体等の出店ブースを設置し、物販を行い、来場者に地方の特産品等の魅力を発信しています。防災対策の分野では、災害時に備え、千葉県銚子市、宮城県石巻市等5団体と災害時相互援助協定を締結するなど、地方との連携・協力を推進する取組を進めています。

また、友好都市である山形県東根市とは、昭和63年にさくらんぼの苗木の寄贈を受けたことから交流が始まり、平成3年7月には友好都市提携を調印し、現在では、本区・東根市の児童が隔年で相互に訪問する児童交歓会をはじめ、各種イベントへの相互参加などを通して、幅広い世代にわたる市民交流を続けています。

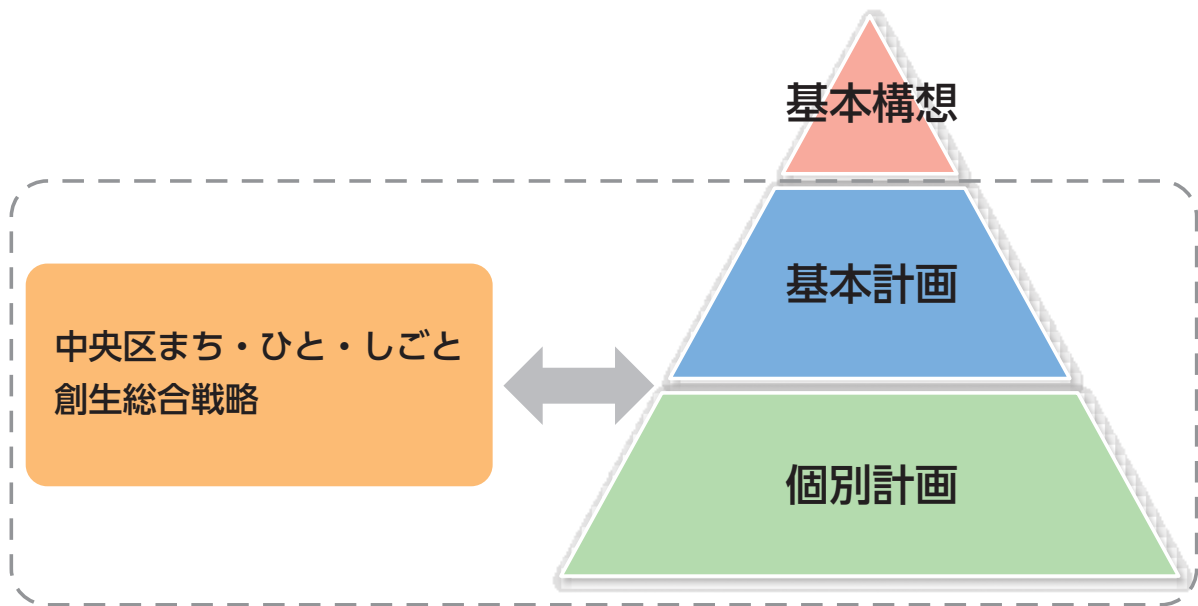
これらの取組は、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大にも寄与するものです。

さらに、23区が一体となって全国各地域とともに発展・成長し、共存共栄を図っていくために展開する「特別区全国連携プロジェクト」の一員としても、本区は、自治体間連携を推進しています。

今後も、中央区総合戦略の下、自治体間連携の取組をより一層推進していくことにより、本区と地方が共に栄える真の地方創生の実現を目指します。

なお、本区の人口の将来展望に関しては、毎年人口推計を実施していますが、平成28年3月の「中央区人口ビジョン」策定時と見通しが大きく変化していないことから、中央区総合戦略の策定に当たっては「中央区人口ビジョン」を用いることとします。

▼総合戦略の位置付け



基本構想	中央区の20年後を展望し、区民生活やまちの姿などの将来像を明らかにするとともに、その実現に至るみちすじを示すものです。
基本計画	計画期間は10年間で、基本構想の施策のみちすじを実現するための手段として、具体的な施策や取組内容をまとめたものです。
個別計画	計画期間はおおむね3～5年程度で、それぞれの分野で策定される具体的な施策・事業を示しています。

【参考】本区と全国市町村の主な連携事業

◆伝統工芸品産業の原材料確保の取組例



産業

区を代表する産業の一つである伝統工芸品産業について、山形県東根市が有する自然や生産力を活用し、原材料の確保を図るとともに、東根市の地域特性を踏まえた新商品開発等への支援を行い、相互に発展することを目指す。

文化交流



◆中央区・東根市児童交歓会

本区・東根市の児童が隔年で相互に訪問する児童交歓会をはじめ、各種イベント（大江戸まつり盆おどり大会、ひがしね祭）など、相互の都市が開催するイベント等への参加を通じて交流を深め、本区と東根市との連携促進を図る。

産業・文化交流



◆中央区大江戸まつり盆おどり大会

毎年開催している大江戸まつり盆おどり大会において、来場者に地方の特産品等の魅力を発信するため、連携自治体等の出店ブースを設置し、物販を行う。

防災対策



◆宮城県石巻市への物資輸送

災害時相互援助協定を締結し、災害時における相互援助の下、物資や人材の支援を行い、地方との連携・協力を推進する。

※協定締結自治体
山形県東根市、岡山県玉野市、千葉県銚子市、宮城県石巻市、山梨県富士河口湖町

行政区域を越えた広域的視点から地球温暖化防止に寄与する事業として、檜原村において区と区民・事業者が連携した森林保全活動を進めている。また、事業の実施を通じて、木材の利活用を推進するとともに、区民等を対象とした体験ツアーの実施等により檜原村との交流促進を図る。

環境



◆中央区の森体験ツアー

観光



◆中央区内アンテナショップスタンプラリー

区内に所在する各県・道・市などのアンテナショップにおいて、スタンプラリーを行うことにより、各アンテナショップの認知度向上を図るとともに、特産品等をPRする。

(4) 中央区総合戦略の体系

基本目標	一人一人の生き方が大切にされた安心できるまち													
施策分野	健康	生活衛生・保健医療	子育て支援	障害者福祉	高齢者福祉	共生社会・男女共同参画	権利擁護・生活支援							
施策	1	母子健康診査	10	感染症予防の推進	16	保育の場の確保	25	在宅サービス等の充実	31	社会参加と生きがいづくりの推進	39	人権に対する理解の普及・啓発	43	地域福祉コーディネーターの配置
	2	母子支援体制の充実	11	衛生的な環境の確保	17	保育内容の充実	26	相談支援体制の充実	32	健康づくり(介護予防)の総合的な推進	40	女性の活躍の推進	44	生活困窮者自立支援事業の推進
	3	母子健康教育事業の充実	12	食生活の安全の確保	18	保育士への支援	27	地域移行・地域定着支援の充実	33	認知症高齢者への支援の拡充	41	男女平等を阻む暴力の根絶		
	4	保健センターの整備	13	受動喫煙防止対策	19	子育て支援事業の充実	28	障害者・障害児の支援事業の充実	34	高齢者の在宅医療・介護連携の推進	42	さまざまな場への男女共同参画の促進		
	5	特定健康診査	14	医療の質と安全の管理	20	ひとり親家庭の自立支援	29	就労支援の充実	35	介護サービスの質の向上および人材確保				
	6	がん検診	15	応急救護体制の整備	21	児童館の運営	30	心のバリアフリーの推進	36	在宅生活を支えるサービスの充実				
	7	区民歯科健康診査			22	放課後の居場所づくり			37	施設サービスの充実				
	8	生活習慣病の予防			23	児童虐待防止対策の推進			38	高齢者の身近な相談機能の充実				
	9	こころの健康づくり			24	子ども子育て応援ネットワークによる支援								

基本目標	快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまち													
施策分野	防災・危機管理・生活安全	住宅・住環境	公園・緑地・水辺	環境保全	循環型社会	道路・交通	地域整備							
施策	1	防災意識の高揚	10	建築物の耐震化の支援	16	街路樹・緑道の整備	20	「中央区の森」事業の推進	27	情報発信・意識啓発の充実	30	地域の魅力を高める道路の整備	42	協議型まちづくりの推進
	2	防災拠点の整備・運営体制の拡充	11	区民住宅管理の適正化	17	公園・児童遊園の整備	21	家庭・事業所における省エネルギー行動の促進	28	発生抑制・再使用の促進	31	環境にやさしい道路の整備	43	地区計画による良好なまちづくり
	3	防災設備等の管理	12	高齢者等の居住支援	18	水辺環境の整備	22	都市づくりにおける低炭素化	29	資源分別の徹底、資源化の推進	32	橋りょうの整備、長寿命化	44	再開発事業等の推進
	4	高層住宅防災対策の推進	13	高齢者向け優良賃貸住宅等の整備	19	施設の緑化促進	23	低公害・低燃費車の普及促進			33	電線共同溝の整備	45	東京の表玄関八重洲の顔づくり
	5	事業所防災対策の普及	14	適正なマンション管理の支援			24	まちのクリーン活動の促進			34	人にやさしい歩行環境の整備	46	銀座の魅力の向上
	6	帰宅困難者対策の推進	15	分譲マンションの良質な住宅形成に向けた支援			25	歩きたばこ・ポイ捨て防止対策の推進			35	バス乗降所等の整備促進	47	築地のにぎわいづくり
	7	防犯意識の普及・啓発					26	大気・水環境の改善に向けた取組			36	自転車通行環境の整備	48	日本橋川の再生と景観整備
	8	地域の防犯力の向上									37	放置自転車対策の推進	49	東京2020大会のレガシーをいかした晴海のまちづくり
	9	消費生活に関する情報発信									38	コミュニティサイクルの拡充	50	銀座と築地をつなぐ新たな都市空間の創出
										39	基幹的交通システムの導入促進			
										40	コミュニティバスの利便性向上			
										41	水上交通の活性化促進			

基本目標	輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまち											
施策分野	商業振興・産業振興	観光	家庭教育支援・青少年健全育成	生涯学習・スポーツ	コミュニティ	文化振興・国際交流・地域間交流・平和						
施策	1	訪れる人をもてなす観光機能の強化	9	多様な主体との連携による観光施策の推進	15	家庭教育学習会の開催	19	中央区民カレッジ	25	コミュニティ醸成に向けた支援	29	文化に触れる機会の充実
	2	商店街ブランドの向上による商業機能の強化	10	舟運観光の活性化	16	健全育成機関・団体との連携、青少年健全育成団体への支援	20	社会教育関係団体に対する支援	26	交流事業の実施	30	区民が主体となる文化活動の支援
	3	商店街の連携による活性化の推進	11	再開発等を活用した集客の核づくり	17	青少年リーダーの養成・支援	21	生涯学習活動の場の拡充	27	地域イベントの支援	31	地域による文化資源の展示・公開
	4	商工業融資	12	外国人旅行者等受入環境の整備	18	活動・参加の場づくり	22	スポーツ活動の推進	28	協働事業の推進	32	国際的な文化イベントの誘致・支援
	5	創業支援、経営基盤の強化	13	観光情報センターによる情報発信			23	スポーツ活動ができる場の確保・充実			33	国際交流の推進
	6	地場産業等活性化支援	14	観光の担い手の育成			24	スポーツ活動を「ささえる」人材の育成支援			34	外国人が暮らしやすいまちづくりの推進
	7	雇用・就労機会の提供									35	都市・地域間交流の推進
	8	勤労者福祉の充実									36	平和祈念事業等による平和意識の醸成

(5) 対象期間

中央区総合戦略の対象期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

(6) 中央区総合戦略とSDGs（※）

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地方創生の取組の一層の充実・強化につながるため、SDGsの実現など持続可能なまちづくりを推進することとされています。

この点、中央区総合戦略が示す施策の方向性は、SDGsと軌を一にしているため、中央区総合戦略に掲げる施策を推進することで、持続可能なまちの実現につながっていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を年限とする国際目標です。SDGsは持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、先進国を含む全ての国々の共通目標となっています。

SDGs達成のためには、「誰一人取り残さない」包摂的な社会を作っていくことが重要であると強調されており、国家レベルだけではなく自治体レベルでの取組が期待されています。

中央区総合戦略に掲げる施策とSDGsの17のゴールとの対応関係

基本目標 施策分野 施策		一人一人の生き方が大切にされた安心できるまち																																																												
		健康									生活衛生・保健医療					子育て支援					障害者福祉					高齢者福祉					共生社会・男女共同参画				権利擁護・生活支援																											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44																	
1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する 9 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 10 各国内及び各国間の不平等を是正する 11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する 12 持続可能な生産消費形態を確保する 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		○	○																																																											

中央区総合戦略に掲げる施策とSDGsの17のゴールとの対応関係

基本目標 施策分野 施策	輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまち																																														
	商業振興・産業振興								観光						家庭教育支援・青少年健全育成				生涯学習・スポーツ						コミュニティ				文化振興・国際交流・地域間交流・平和																		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36											
	訪れる人をもてなす観光機能の強化	商店街ブランドの向上による商業機能の強化	商店街の連携による活性化の推進	商業工業融資	創業支援、経営基盤の強化	地場産業等活性化支援	雇用・就労機会の提供	勤労者福祉の充実	多様な主体との連携による観光施策の推進	舟運観光の活性化	再開発等を活用した集客の核づくり	外国人旅行者等受入環境の整備	観光情報センターによる情報発信	観光の担い手の育成	家庭教育学習会の開催	健全育成機関・団体との連携、青少年健全育成団体への支援	青少年リーダーの養成・支援	活動・参加の場づくり	中央区民カレッジ	社会教育関係団体に対する支援	生涯学習活動の場の拡充	スポーツ活動の推進	スポーツ活動ができる場の確保・充実	スポーツ活動を「ささえる」人材の育成支援	コミュニティ醸成に向けた支援	交流事業の実施	地域イベントの支援	協働事業の推進	文化に触れる機会の充実	区民が主体となる文化活動の支援	地域による文化資源の展示・公開	国際的な文化イベントの誘致・支援	国際交流の推進	外国人が暮らしやすいまちづくりの推進	都市・地域間交流の推進	平和祈念事業等による平和意識の醸成											
1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる						○																																								
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する																																														
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する																					○	○	○																							
4	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する															○	○	○	○	○	○	○										○	○	○	○												
5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う																																														
6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する																																														
7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する																																														
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																	
9	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る																																														
10	各国内及び各国間の不平等を是正する																																									○					
11	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する																																									○	○				
12	持続可能な生産消費形態を確保する																																														
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる																																														
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する																																														
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する																																														
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する																																														○
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する																											○	○	○	○								○	○							

(7) 中央区総合戦略の効果検証

中央区総合戦略では、具体的な施策ごとに重要業績評価指標（KPI ※）を設定しています。

中央区総合戦略は、基本計画をベースとして作成されていることから、基本計画のPDCAサイクルとしての行政評価も活用して、各施策の重要業績評価指標（KPI）について検証を行い、施策等の改善につなげます。

※KPIとは、Key Performance Indicatorの略称であり、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する重要業績評価指標のことです。

2

各論

(1) 基本目標① 一人一人の生き方が大切にされた安心できるまち

- 区民一人一人が健康の大切さを自覚し、ライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組み、健康を維持している。また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない母子支援体制のもと、安心して妊娠・出産・育児に臨むことができる。
- 感染症予防方法の普及・啓発が進むとともに、関係医療機関との連携が強化され、感染症発生時においても被害が最小限に抑えられている。また、ホテルや飲食店、診療所などの施設を安全・安心に利用できる衛生環境が保たれている。
- 保育を必要とするすべての子どもが質の高い教育・保育施設を利用できる環境が整っている。また、きめ細かな子育て支援サービスを受けることができるとともに、子ども一人一人の個性に応じた支援体制が構築され、地域で安心して心身ともに豊かに成長できる環境が整っている。
- 誰もが互いに理解し支え合う共生社会が進展し、障害者が一人一人のニーズやライフスタイルに応じた支援を受けることができる環境が整備され、住み慣れた地域でいきいきと充実した生活を送っている。
- 元気な高齢者が自らの選択で就労したり、ボランティアや地域活動に参加するなど、社会の第一線でいきいきと活躍している。また、認知症や要介護状態になっても地域の支え合いや必要な支援・サービスを受けながら、住み慣れた地域の中で安心して自分らしく暮らしている。
- 誰もが個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等の多様性や価値観を認め合う機運が醸成されている。また、すべての人々の人権と個性が尊重され、性別に捉わられることなく、誰もが自分らしい生き方を柔軟に選択し、家庭、仕事、地域などのさまざまな場面でいきいきと活躍している。
- 認知症高齢者や障害者などの権利が守られているとともに、地域ネットワークの強化が図られ、育児や介護による孤立化などを背景とした虐待が根絶されている。また、生活困窮に至るような場合も気軽に相談できる環境が整っており、誰もが孤立することなく、安心して生活を送っている。

基本的方向①

<健康分野>

- より高い生活の質を伴って日常生活を過ごせるよう、「健康寿命の延伸」を目指すとともに、病気や障害があっても、自らの能力を最大限にいかし、いきいきと暮らせるよう「主観的健康観の向上」を目指す。
- 出産・育児を行うすべての保護者が、心身ともに健康に子育てしていくため、身近な地域で支援を必要とする家庭が適切なサポートを受けられる環境を整備する。
- 生活習慣病予防に関する正しい知識を習得し、自ら健康を管理し、心身ともに健やかな毎日を過ごせるよう支援する。
- 区民一人一人が食べることを大切に捉え、食に関する正しい知識や食を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践できるよう、生涯を通じた食育を推進する。

<生活衛生・保健医療分野>

- 区民が感染症の流行状況に応じた予防や対応を講じることができるよう、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、区民の命と健康を守るため、感染症発生時の危機管理体制を強化する。
- 区民や多くの来街者が安全・安心かつ快適に、理容所等の環境衛生関係施設や飲食店等の食品衛生関係施設、診療所等の医療関係施設等を利用できるよう、それぞれの施設の衛生管理の特性を踏まえた監視指導を徹底し、生活衛生の向上に取り組む。
- 区民に対して正確な医療情報を提供することに加え、緊急時や災害時においても診療所や薬局等と連携を図り、区民が安全に安心して医療を受けることができる体制を整備する。

<子育て支援分野>

- すべての教育・保育ニーズに応える教育・保育施設の整備と教員・保育士等の資質向上を図り、子ども・保護者に寄り添った保育を実践していくとともに、就学前教育の充実と義務教育に至る学びの連続性を確保し、保育の質の向上および内容の充実を図る。
- 子育て支援サービスの充実を推進するとともに、地域の中での子育て力を強化し、子どもの社会性を育むため、さまざまな人と触れ合いながら成長できる環境を整備する。

<障害者福祉分野>

- 基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所をはじめ障害福祉サービス事業所間のネットワーク強化を図り、障害者の生活全般にわたるサービスを調整するケアマネジメント体制のもと、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行う。
- 障害者が地域で安心して暮らせるよう、就労支援や施設から地域への移行支援等の充実を図るとともに、増加する発達障害児（者）や医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）に対する適切な支援を行う。また、生涯にわたって、地域で自立し、充実した生活を送れるよう、居住支援をはじめ、障害者の生活を地域全体で支える体制を整備する。
- 区民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に暮らせる地域社会の実現に向けて、障害に対する理解促進のための普及・啓発や障害者と地域の人々の交流の機会を広げる。

<高齢者福祉分野>

- 生涯現役社会の実現に向け、高齢者が自らの能力や経験を発揮できるようさまざまな社会参加の場や機会を提供するとともに、主体的な健康づくりを促すため、地域の団体や民間サービス等による健康づくりの場を広げる。
- 認知症の予防と早期対応、相談体制の強化を図るとともに、地域の理解を深め、認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進する。また、医療と介護の切れ目のない支援により、高齢者の在宅療養生活を支える。
- 要介護高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、個々のニーズに応じた介護サービスや生活支援サービスの提供体制を整え、自立支援・重度化防止を促進する。また、在宅生活の維持が困難となった要介護者に対する施設サービス等の充実を図る。
- 行政や地域住民による見守り活動に加え、民間事業者など多様な主体が重層的に関わりながら、互いに支え合う地域づくりや災害時における支援体制を推進・強化する。

<共生社会・男女共同参画分野>

- 年齢、性別、国籍、障害の有無等のさまざまな違いを越え、相互に理解し支え合う地域社会の実現に向けて、区民や民間事業者に対する普及・啓発を図る。また、ユニバーサルデザインの理念に基づく環境づくりを進めるとともに、地域全体に思いやりのある福祉の心を醸成していく「心のバリアフリー」の推進に取り組む。
- 性別による役割分担の固定化や偏重をなくすための意識啓発を徹底するとともに、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進に取り組む。また、職業生活における女性の活躍推進に努めるとともに男女平等を阻むあらゆる暴力の根絶を目指す。さらに、区の政策・方針決定過程や地域活動への参画などすべての区民が身近な場で活躍できる機会を一層拡大する。

<権利擁護・生活支援分野>

- 高齢者や障害者、子ども、配偶者等に対する虐待や暴力の根絶を目指し、地域の社会資源である民生・児童委員、警察等の関係機関、NPO 等とのネットワークの強化を図る。
- 生活困窮者が制度の狭間に置かれ地域から孤立することのないよう、地域住民の生活課題を聞き取り、個々の状況に応じ必要な制度につなぐことで、包括的・重層的な支援を講じるとともに、地域の社会資源との協働により社会的自立に向けて幅広い支援を展開する。

具体的施策①

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則:平成30年度末)	目標 (原則:令和6年度末)
1	母子健康診査	母体や胎児の健康を守るため、妊婦健康診査や妊娠確定後の検査および超音波検査の費用の一部助成等を行う。乳幼児の健康診査では、健康上問題のある場合は早期の治療を促すとともに、未受診の家庭に対しては、その理由や背景等を調査し、支援が必要と考えられる家庭について、関係機関と連携しながら適切に対応する。	母子健康診査	
			実施	継続
2	母子支援体制の充実	妊娠期から子育て期にわたるさまざまな悩み等に対応するため、保健師等が妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要と判断した妊産婦については、関係機関と連携して、きめ細かいサポートを継続的に行う。また、子ども子育て応援ネットワークにより、母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援を行う。	3～4カ月児までの母子の状況把握率	
			100%	100%
3	母子健康教育事業の充実	妊婦の健康や妊娠中の不安解消、子育てに関する知識の普及や仲間づくり等を目的にプレママ教室、パパママ教室を実施する。また、支援を必要とする出産後の母親および乳児に対して、休養機会の提供や心身のケアを図るため、産後ケア事業を実施する。多様なニーズに対応するため、地域の医療機関、関係団体等と連携しながら、内容の充実を図る。	プレママ教室、パパママ教室の開催	
			実施	継続
4	保健センターの整備	月島地域の人口増加を踏まえ、区民の健康の保持増進と利便性向上を図るため、新たに保健センターを整備する。	保健センター整備数	
			2	3
5	特定健康診査	特定健康診査を実施し、必要に応じて、ライフスタイルに合った食生活の指導や運動習慣の定着に向けたアドバイス等、メタボリックシンドローム解消に向け生活習慣改善を継続的に支援する特定保健指導を行う。	特定健康診査受診率	
			35.1%	60% (令和5年度末)
6	がん検診	主要な死亡原因である「がん」の早期発見・早期治療のため、胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、乳がん、前立腺がん検診を実施する。関係機関との連携を図り、受診しやすい体制を充実させることで受診率向上に努める。また、検診が正しく行われなければ効果を発揮することができないため、検診の精度管理(検診が正しく行われているか評価し不備な点を改善すること)を行い、質の高い検診の実施に努める。	がん検診受診率	
			胃がん 10.5% 子宮がん 23.7% 肺がん 19.2% 大腸がん 17.9% 乳がん 22.6%	50%
7	区民歯科健康診査	若年期からの成人歯科健康診査により、歯周病の早期発見と予防指導を行い、歯と口の健康増進を図る。また、介護予防、窒息や誤えん性肺炎予防を図るため、高齢者歯科健康診査において口腔清掃状況や口腔機能状況等を継続的にチェックし、生活の質の維持・向上を支援する。	区民歯科健康診査受診率	
			成人歯科健康診査 10.7% 高齢者歯科健康診査 22.0%	向上

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
8	生活習慣病の 予防	30歳・35歳を対象とした健康チェックを実施し、生活習慣病の早期発見や改善指導、正しい知識の普及による予防の強化を図る。また、ライフスタイルが多様化した現状を踏まえ、健康ウォーキングマップを活用した取組を実施するなど、区民が気軽に健康づくりに努められるよう支援を行う。さらに、生活習慣病予防のための講演会等を実施する。	30歳・35歳を対象とした健康チェック	
			実施	継続
9	こころの 健康づくり	精神科専門医や保健師がさまざまな相談に応じ、こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を支援する。また、精神疾患への正しい理解と対応、こころの健康の維持・増進のため、講演会を開催するなど普及・啓発を推進する。自殺対策については、身近な人の限界サインに気づき適切に対応できる人材を育成するため、ゲートキーパー養成講座を実施する。	自殺死亡率	
			17.0% (平成25年～ 29年の平均)	11.9% (令和8年末)
10	感染症予防の 推進	「予防接種法」等に基づく定期予防接種のほか、法に基づかない任意接種である流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ワクチンや風疹ワクチンの接種助成を行うなど、感染症の抑制を図る。乳幼児の保護者を対象に、予防接種の予定日が近づくとスマートフォン等にメールでお知らせするサービスを実施し、接種漏れを防止する。	任意予防接種の助成	
			実施	継続
11	衛生的な環境 の確保	多数の人が利用する環境衛生施設への監視指導を行い、利用者の安全と施設における衛生水準を確保する。感染症を媒介するねずみや蚊等の衛生害虫の駆除作業を実施するとともに、区民からの防除に関する相談への対応、正しい情報の普及・啓発を行う。宿泊施設に関する相談や申請が増加する中、監視体制の強化等を行いながら、環境衛生水準の維持向上を図る。	環境衛生施設に対する監視指導	
			実施	継続
12	食生活の安全 の確保	安全・安心な食品が提供されるよう食品関連施設の衛生を確保するため、「食品衛生監視指導計画」に基づく効果的・効率的な監視を実施するとともに、食中毒や有害・違反食品等の発生時に迅速に対応する。また、制度化が予定されているHACCPによる衛生管理の導入について、区内事業者に対する支援を行う。	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	
			実施	継続
13	受動喫煙防止 対策	受動喫煙による区民の健康被害を防止するため、飲食店や事務所等の施設管理者に対し、施設の用途や利用者に応じて適切な措置を講ずることができるよう周知を行うとともに、区民に対しても受動喫煙防止対策への理解が深まるよう、啓発に取り組んでいく。	受動喫煙防止の普及・啓発	
			実施	継続
14	医療の質と 安全の管理	安心して医療を受けられるよう、医療機関等に対し計画的に立入調査や指導を行い、医療の安全の確保を図る。診療所・歯科診療所・助産所の管理者を対象とした医療安全講習会を開催し、医療安全の向上と法令の遵守の徹底を図る。また、実務経験を有する看護師の相談員による専門相談窓口を設置し、医療に関する心配や不安の解消につなげる。	医療関係施設に対する監視指導	
			実施	継続

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
15	応急救護体制の整備	災害発生時には、区内の医師会等と連携を図り、発災直後の医療救護体制を充実させるとともに、傷病者の応急処置や災害拠点病院への搬送の適否等、迅速な対応を行う。また、薬剤師会等と連携し、災害時に使用する医薬品の確保にも努め、適切な応急救護の提供ができる環境を整備する。	医療救護活動体制	
			整備中	充実
16	保育の場の確保	乳幼児人口の動向や保育ニーズに応じ、保育施設整備の推進を図っていく。区立施設の改築のほか、私立認可保育所等の開設支援を積極的に進め、保育所定員の拡大を図るとともに、多様なニーズに対応するため幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園を整備し、保育を必要とするすべての子どもが保育施設を利用できるような環境を整備する。また、すべての子どもに良好な保育を提供するため、私立認可保育所等に対する区立保育所の園庭やプールの開放、交流による集団遊びなど、子どもの成長に適した保育環境づくりを進める。	保育所入所待機児童数	
			197人 (平成31年4月1日)	0人
17	保育内容の充実	私立認可保育所等に対し、園外保育、地域交流事業等への支援や区立保育所の園長経験者等による巡回指導により保育内容へのアドバイスや研修を行う。また、保育士、幼稚園教諭による合同研修等の実施や小学校への円滑な接続を目的とした「接続期カリキュラム」を活用することにより、就学に向けた幼児教育を進めていく。発達に課題のある児童に対しては、子ども発達支援センターとの連携による巡回相談等を通して適切な配慮を行い、健やかな発達・成長を促すとともに、必要に応じて「育ちのサポートシステム」へつなげていく。保育所給食では、食事の提供を食育の一環として引き続き取り組み、乳幼児期からその重要性の普及・啓発を行っていく。	保育士等に対する研修等の実施	
			実施	継続
18	保育士への支援	ICTの活用による保育士の負担軽減や業務の効率化を図るとともに、私立認可保育所等の保育士への処遇改善やキャリアアップのための費用、多様化する保育ニーズに対応するための費用を補助するほか、保育従事者の保育士資格取得に対する支援を行うなど、働きやすく長く勤め続けることができる環境の整備に向けた取組を支援する。また、保育所等に対する指導検査を実施し、職員体制や処遇、保育内容、経理や会計管理等について、基準に沿った適正な運営が確保されているかを確認し指導する。	区内保育所における補助制度利用園数	
			キャリアアップ補助 54園 (公設民営含む) ICT化推進事業 8園 アレルギー児対応等 44園 保育士資格取得支援 0園	全園で実施 増加
19	子育て支援事業の充実	在宅で子育てを行っている家庭に、区立保育所の園庭を開放し、園児との交流や遊びの指導、子育て相談等、地域における子育て支援の充実を図る。また、一時預かり保育や病児・病後児保育の実施、育児支援ヘルパーの派遣等により保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境を確保する。	一時預かり保育、病児・病後児保育	
			実施	継続

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
20	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭が、精神的・経済的に自立し、安心して子育てができるよう、ハローワークなど関係機関と連携しながら、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備する。また、貧困の連鎖を防止し、ひとり親家庭の高校生世代が抱える将来への不安やストレスに対する進路相談や高校中退防止のための支援を推進するため、子どもの学習支援事業の充実を図る。	就労支援、経済支援の周知・充実	
			実施	継続
21	児童館の運営	青少年対策地区委員会や民生・児童委員等地域の協力により、児童館まつり等の行事を実施するなど、地域ぐるみで児童の健全育成を図っていく。また、遊びや行事を通して親子の絆や地域の親同士・子同士の交流を深める乳幼児クラブの実施、キッズボランティアや元気高齢者人材バンク等を活用した多世代交流を推進していく。	児童館利用者数	
			657,753人	ニーズに応じた対応
22	放課後の居場所づくり	学童クラブにおいては、放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る。また、「学童クラブ」と「プレディ」それぞれの機能・特色をいかしながら、一体的な運営の仕組みづくりを進め、児童が放課後等に安心して過ごせる居場所づくりを推進する。	学童クラブ利用者数	
			109,694人	ニーズに応じた対応 (プレディとの連携)
23	児童虐待防止対策の推進	児童虐待の早期発見・早期対応のために、児童虐待防止キャンペーンの実施など児童虐待防止に向けた普及・啓発に取り組む。また、要保護児童等に対し、より迅速にきめ細かな支援を行うため、子ども家庭支援センターの体制を強化していく。	児童虐待防止に向けた普及・啓発	
			実施	継続
24	子ども子育て応援ネットワークによる支援	妊娠・出産・子育てに関する各種相談を通じて妊産婦や乳幼児の実情を把握し、産後うつや育児不安、児童虐待予防など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をさらに強化するため、子ども子育て応援ネットワークにより子育て支援分野と母子保健分野の両面から支援を行う。併せて、児童福祉法の改正に伴い、区において児童相談所の設置が可能になったことを踏まえながら、子ども家庭支援センターの体制を強化していく。	子ども子育て応援ネットワークの実施	
			実施 (令和元年度)	継続
25	在宅サービス等の充実	地域生活支援事業等々の情報を区ホームページへの掲載等を通じて周知することにより、障害者(児)がそれぞれに合ったサービスを選択できるよう、情報提供の充実を図る。また、障害者総合支援法改正(平成30(2018)年4月施行)に伴い創設された新たなサービス等を活用し、個のニーズに応じた在宅サービス等の充実や、65歳に達するまで長期間障害福祉サービスを受けていた一定の高齢障害者の負担を軽減することで、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。	自立生活支援事業等の活用による生活面の支援	
			開始	充実

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
26	相談支援体制の充実	一人一人のニーズに応じた適切な障害者福祉サービスにつなげ、障害者(児)の自立と地域生活を支援するため、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所間のネットワークを構築する。また、親元からの自立や施設等からの地域移行・地域定着を促進するため、関係機関等とのコーディネート機能の充実を図る。	相談支援体制	
			実施	充実
27	地域移行・地域定着支援の充実	障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の場等、居住支援のために求められる機能を集約した地域生活支援拠点を整備する。また、これまでの知的障害者や精神障害者に加え、重度身体障害者等にも対応したグループホームの整備に向けて取組を進める。	地域生活支援拠点の整備数	
			0	1
28	障害者・障害児の支援事業の充実	重度身体障害者や医療的ケアを含む重症心身障害者の増加に対応した、通所事業等の拡充と施設の確保について検討を行う。 子ども発達支援センターを開設し、障害児通所支援の充実を図ることにより、質の高い専門的な支援を行う。	子ども発達支援センターの設置	
			設置済	充実
29	就労支援の充実	障害者が地域で自立した生活を営めるよう、障害者就労支援センターの専任コーディネーターにより就労面と生活面のきめ細かな支援を一体的に提供するとともに、喜びと生きがいを持って働き続けられるよう就労定着支援の充実を図る。また、障害者就労施設等の受注機会を確保するため、区の契約において優先的な調達を推進する。	一般就労への移行者数	
			12人	15人 (令和2年度末)
30	心のバリアフリーの推進	共生社会の実現に向けた障害者差別解消の取組とともに、「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及・啓発や、「障害者サポートマニュアル」を区立小・中学校の児童・生徒をはじめ、広く区民や事業者へ配布を行い、障害と障害者に対する理解を促進する。また、「健康福祉まつり」をはじめ、地域のさまざまなイベントを通じて、障害者と地域の人々の交流の機会を広げ、「心のバリアフリー」を推進する。	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発	
			実施	継続
31	社会参加と生きがいづくりの推進	元気高齢者人材バンク登録者の活動の場の拡大を図るほか、地域との交流が少ない男性の社会参加を支援する。また、いきいき館(敬老館)では多様な講座やイベントの積極的開催、シニアセンターにおいては、社会参加に関する情報や機会・場所の提供により中高年齢者の主体的な社会参加活動や仲間づくりを推進する。さらに、高齢になっても自らの意思により多様な働き方ができるよう、中央区シルバー人材センターの受注拡大を図り、臨時・短期・軽易な就労を希望する方のニーズに対応するほか、無料職業紹介所「シルバーワーク中央」の事業を充実し、本格的な就労を希望する方の働く場・機会を広げる。	元気高齢者人材バンク活動依頼件数	
			52件	80件以上 (令和2年度末)
			「退職後の生き方塾」の開催および活動支援	
			実施	活動支援 (令和2年度末)

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則:平成30年度末)	目標 (原則:令和6年度末)
32	健康づくり (介護予防)の 総合的な推進	さわやか健康教室やはつらつ健康教室などの各種健康づくり教室を展開するとともに、地域のボランティアやNPOなど多様な主体と連携し、効果的な介護予防プログラム(中央料なまちトレーニング<粋トレ>)の普及を推進していく。また、虚弱や閉じこもりがちな高齢者をはじめ誰もが気軽に参加できる「通いの場」などを地域に広げ、高齢者が身近なところで自らの健康状態に合った健康づくり(介護予防)に継続的・効果的に取り組めるよう支援していく。	介護予防プログラム普及箇所数	
			開発・周知	70箇所以上 (令和2年度末)
			通いの場新規開設団体数	
			新規5団体	毎年新規8団体 (令和2年度末)
33	認知症高齢者 への支援の拡 充	認知症ケアパス等の活用により認知症への早期からの備えを促すほか、認知症の初期段階から適切な医療・介護サービスを受けられるよう、おとしより相談センターや認知症初期集中支援チームによる支援を提供する。また、認知症サポーターの養成、認知症に係る普及・啓発の促進により、地域の方々をはじめ多様な担い手による見守りの輪を広げていく。加えて、認知症の人や家族が身近な場所で安心して交流し、相談できる場である「認知症カフェ」を拡大していく。さらに、認知症高齢者が家庭的な環境で共同生活を送れるよう、さまざまな手法を活用しながら認知症高齢者グループホームの整備を促進する。	認知症初期集中支援チーム支援件数	
			4件	20件 (令和2年度末)
			認知症サポーター数 (平成18年度からの延べ養成人数)	
			14,206人	17,700人 (令和2年度末)
			区が支援する認知症カフェの数	
			4箇所	9箇所 (令和2年度末)
34	高齢者の在宅 医療・介護連 携の推進	医療的ケアを必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、医療・介護関係者の多職種連携を強化するほか、医療的ケアに対応した緊急ショートステイ事業や在宅療養支援病床の確保により、在宅療養者本人や介護者に対する切れ目のない支援を展開する。また、在宅療養生活に必要な医療・介護サービスや在宅での看取りに関するシンポジウム等の開催やリーフレットの配布などを通じ在宅療養についての普及・啓発をより一層推進する。	中央区世論調査における 「要介護時に在宅で暮らしたい」人の割合	
			69.7%	増加
			医療と介護の関係者の交流の場開催回数 および平成23年度からの延べ参加人数	
			年4回 695人	年6回 1,000人 (令和2年度末)
			在宅療養支援シンポジウム等開催回数および 平成23年度からの延べ参加人数	
			2回 1,021人	2回 1,150人 (令和2年度末)
35	介護サービス の質の向上お よび人材確保	地域ケア会議の開催やケアプランの点検、介護サービス事業者への実地指導等により、給付の適正化やケアマネジャーなど専門職の資質向上を図っていく。また、介護保険サービス事業者連絡協議会の活動促進や介護サービス事業者の雇用支援等を通じて、介護職員のスキルアップや介護人材の確保・定着を図っていく。	資質向上型地域ケア会議の開催	
			年1回	年6回 (令和2年度末)
			ケアプラン点検対象事業所数	
			8箇所	12箇所 (令和2年度末)
			介護サービス事業者実地指導数	
			26回	30回 (令和2年度末)
			介護人材確保支援事業等による雇用人数	
12人	増加			

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則:平成30年度末)	目標 (原則:令和6年度末)
36	在宅生活を支えるサービスの充実	介護をしている家族の身体的・精神的負担を軽減するため、ショートステイサービスの充実を進める。また、中重度の要介護高齢者や認知症高齢者の増加に対応するため、小規模多機能型居宅介護や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスの普及を図ることなどにより、要介護状態になっても可能な限り自宅など住み慣れた地域での生活が継続できるよう、在宅サービスの提供体制を充実させていく。	小規模多機能型居宅介護事業所数および利用者数	
			3事業所 63人	3事業所 79人 (令和2年度末)
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数および利用者数	
37	施設サービスの充実	在宅で生活を送ることが困難な方や在宅介護を受けることが難しい方の日常生活を支援するため、中重度の要介護認定者数の推移および入所希望者の状況等を見極めながら、さまざまな手法を活用し、特別養護老人ホームの整備を促進していく。	地域密着型特別養護老人ホームの整備	
			改築工事	開設 (令和2年度予定)
38	高齢者の身近な相談機能の充実	高齢者が身近なところで介護保険や福祉サービス等の相談ができるよう、また、おとしより相談センターの窓口まで来ることが困難な高齢者に対しては専門の相談員が外向いて相談を受けるなど、おとしより相談センターの相談体制の充実を図っていく。	おとしより相談センター設置箇所数	
			5箇所	6箇所
39	人権に対する理解の普及・啓発	人権が尊重され、年齢・性別・国籍等を問わず誰もが幸せを実感できるまちを目指し、街頭啓発や区広報紙による周知など、人権に対する理解の普及・啓発を行う。	人権に対する理解の普及・啓発	
			実施	継続
40	女性の活躍の推進	区民や事業所等に対して、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見等の解消およびワーク・ライフ・バランスの推進について啓発を行うとともに、女性だけでなく男性にとっても働きやすい職場づくりに役立つ情報を提供する。また、子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、ニーズを捉えたきめ細かなサービスを提供するとともに、男性の家事・育児・介護への参画を促すための環境づくりを推進する。	区政世論調査において、現状が「仕事と生活を同じように両立させている」を選択した人の割合	
			20.5%	増加
41	男女平等を阻む暴力の根絶	区民や事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメント等を防止するための啓発を行う。また、配偶者等からの暴力については、被害を未然に防止するための情報提供を行うとともに、万一被害に遭った場合、被害者が身近な場所で相談できる体制づくりや相談窓口を周知し、被害者の保護と自立支援を行う。	区民や事業所等に対するセクハラ防止のための普及・啓発	
			実施	継続

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
42	さまざまな場 への男女共同 参画の促進	男女平等意識を育み、それぞれの価値観やライフスタイルを認め合うとともに、互いに支え合いながら生涯にわたって健康に暮らすことができるよう支援を行う。また、区の審議会等における女性の参画促進や広報・広聴等さまざまな仕組みを活用し、区民の意見を施策に反映する機会の充実を図るとともに、団体等に対する活動の場の提供や自主的な学習活動の支援、地域活動でリーダーシップを発揮できる女性の人材育成を図る。さらに、男女共同参画社会づくりの拠点として、女性センター「ブーケ21」の利用促進を図るとともに、近隣施設との連携を検討するなど事業を充実する。	21.7%	増加
43	地域福祉コー ディネーター の配置	地域福祉コーディネーターを配置し、従来の社会福祉制度だけでは解決できない生活上の課題を抱える人々のもとに直接訪問して支援を行う。また、地域福祉活動の活性化を図るため、情報や人材・場所等の地域の社会資源を開拓し、地域住民をはじめとするさまざまな活動主体相互のネットワークづくりに取り組む。	実施	継続
44	生活困窮者自 立支援事業の 推進	生活困窮者の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、自立相談支援事業を基本に家計相談や就労準備支援等を通じて社会的・経済的自立を支援する。また、相談者とともに問題解決に取り組むことが重要であるため、相談支援体制の充実を図っていく。	実施	継続

(2) 基本目標② 快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまち

- 各家庭やマンション等での防災対策が進み、多くの区民が被災後も継続して生活することができる。また、自助・共助・公助が一体となった総合的な地域防災力の強化が図られ、災害時においても避難所の運営はもとより要配慮者や帰宅困難者に対する支援活動が迅速かつ円滑に行われるなど、人々の安全が確保できる体制が整っている。
- 区民の防犯意識の高まりにより、地域の防犯力が向上するとともに、消費者が消費に関する正しい知識を習得し、消費者トラブルを未然に防ぐことができる。また、大規模テロ等の新たな脅威から区民を守るための危機管理体制が充実・強化され、区民が安全で安心した生活を送っている。
- 住民相互の良好なコミュニティのもと、マンションの適切な維持管理が行われているとともに、建築物の耐震化が進み、大地震発生時にも安全な住環境が確保されている。また、多様なライフスタイルに合った良好な住宅が確保され、さまざまな世代が安心して快適に暮らしている。
- 街路の緑や公園と水辺空間のネットワーク化が図られ、ヒートアイランド現象が緩和されるとともに、生き物が生息する自然環境が創出されている。また、魅力的な公園等の整備が進み、河川・運河沿いが連続性のある親水空間として形成され、人々の憩いや安らぎの場が広がっている。
- 区民や事業者等の環境問題に対する意識の高まりにより、省エネルギー行動が実践されるとともに、環境にやさしいエネルギーの活用が進み、低炭素社会が実現している。また、自主的な地域美化活動が区内全体に広がり、世界に誇る美しいまちが形成されている。
- 区と区民・事業者が一体となっごみの発生抑制や資源分別等の取組を実践し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会が実現している。
- 歴史や文化など地域の強みや特徴をいかしながら、安全性の確保はもとより、快適性や景観等に配慮したまち全体の魅力を高める交通環境が形成されている。また、無電柱化やバリアフリー化が進み、都市防災機能の強化が図られ、すべての人が安全で快適に移動できる歩行環境が広がっている。さらに、都心部と臨海部をつなぐ公共交通が整備されるとともに、陸上交通と水上交通との連携が図られ、区内の回遊性が向上している。
- 水辺や緑、各地域の歴史や地域特性をいかした風格のあるまちづくりが進み、生活関連施設など区民が豊かに生活できる環境が整っている。また、先端技術や高度な都市機能を取り入れたまちづくりの進展により、世界に誇れる魅力的なまちが形成されている。

基本的方向②

<防災・危機管理・生活安全分野>

- 区民や事業所が連携・協力して防災対策に取り組めるよう、体制整備の支援や適切な情報提供などを行うことにより、「自助」「共助」の一層の推進、「公助」と一体となった総合的な防災力の向上を図る。また、本区の地域特性を踏まえた高層住宅の防災対策や帰宅困難者対策を強化することで、「災害に強いまち中央区」を実現する。
- 区民が安心して生活できるよう、犯罪に対する知識や意識の向上を図るとともに、自主的な防犯活動や防犯設備の設置を支援し、地域力をいかした犯罪に強いまちづくりを推進する。また、大規模テロ等の新たな脅威に対して、国や東京都等と連携しながら継続的なリスク情報の収集・発信を行い、迅速かつ的確な初動措置を確保するなど、総合的な危機管理体制を強化する。
- 区民が安全・安心な生活を送るため、消費生活に関する正しい知識を身に付け、自立した「かしこい消費者」となり、消費生活が安定・向上するようさまざまな媒体や手法を用いて効果的な情報発信を行う。

<住宅・住環境分野>

- 高層建築物の長周期地震動対策をはじめ、建築物の耐震化を推進する。
- 区民住宅等を適正に管理、供給し、快適な居住空間を確保するとともに、誰もが暮らしやすい住環境を実現する。
- マンション等の大規模改修による長寿命化や適正な日常管理のもと、安全・安心して住み続けられる良好なコミュニティを形成する。

<公園・緑地・水辺分野>

- ヒートアイランド現象の緩和や生き物の生息環境、都心にふさわしい風格あるまちの形成を図るため、公園等の緑の拠点と河川・運河の水辺空間や街路樹等をつなぎ、水とみどりのネットワークを形成する。
- 子どもから高齢者まで幅広い年代のニーズに配慮しながら、機能の充実を図るなど、魅力ある公園等の新設や拡充を進める。
- 河川や運河沿いの水辺空間の活性化を図るため、東京都や開発事業者と連携し、都心しながら自然や潤いを感じられるよう、親水性や水辺の回遊性に配慮した水辺環境を整備する。

<環境保全分野>

- 区民・事業者の環境問題に対する意識を高めるとともに、環境活動を促進するため、普及・啓発活動に取り組む。また、再生可能エネルギー等の次世代エネルギーの活用に向けた取組を推進する。
- 世界に誇る快適で美しいまちを実現するため、区民・事業者の環境美化意識の高揚を図り、自主的な地域美化活動を促進するとともに、来街者に対して、まちの美化に関する普及・啓発を図る。また、大気汚染や河川の水質改善に向けた取組を進める。

<循環型社会分野>

- 環境に対する意識・啓発を図るとともに、資源分別の徹底とごみの減量・資源化を促進し、3R運動（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）の拡充を図る。
- 資源の回収手段の多様化を図り、資源循環を推進するとともに、地域の特性に配慮した収集や生活に密着した清掃事業を推進する。

<道路・交通分野>

- 地域のまちづくりと連携しながら、安全性や景観、バリアフリー等に配慮した道路整備を進め、まち全体の魅力を高める。また、安全・快適な歩行環境の拡充を図るとともに、自動車や自転車の交通環境を改善する。
- 公共交通の整備促進に加え、都内随一の水辺を活用した水上交通ネットワークを構築し、陸上交通等との連携により回遊性を高め、交通ネットワークを向上させる。

<地域整備分野>

- 地域特性を踏まえた業務拠点・観光拠点やその拠点を支援する複合市街地、水辺などの自然環境をいかした良質な都心生活地を形成する。
- 有形・無形の歴史的遺産を活用した国際都市東京の中心にふさわしい魅力的な都市機能と景観が融合した、風格あるまちを形成する。

具体的施策②

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則:平成30年度末)	目標 (原則:令和6年度末)
1	防災意識の高揚	災害による被害を減らすため、防災知識の普及・啓発やさまざまな訓練等を通じて、区民の防災意識の高揚を図る。	家庭内で災害に対する備えを実施している区民の割合	
			85.7%	増加
			防災拠点訓練の年間参加者数	
			2,961人	増加
2	防災拠点の整備・運営体制の拡充	災害時に防災区民組織等が迅速かつ的確な応急活動を行えるよう、防災拠点等に必要な食料や防災資器材を整備するとともに、人口増加に対応するため防災拠点の新設を進める。また、地域が主体となる防災拠点運営委員会を支援し、活動マニュアルの更新など運営体制の活性化を図るとともに、防災関係機関・医療機関等との連携を強化する。	防災拠点訓練実施回数	
			21回	継続
3	防災設備等の管理	防災情報を速やかに広報するため防災行政無線をデジタル化するとともに、難聴地域に屋外スピーカーを増設するなど、より聞き取りやすい環境を整備する。また、防災施設や設備等を適切に維持・管理するとともに、地域の特性や大地震の教訓等を踏まえ、食料・生活用品等の備蓄を充実する。さらに、防災拠点機能を補完するため、大規模な開発事業等を活用し、備蓄倉庫の整備を進めていく。	防災行政無線の整備	
			屋外受信機 81基	増加
			備蓄倉庫の整備	
			35箇所	増加
4	高層住宅防災対策の推進	中央区防災対策優良マンション認定制度や防災アドバイザーの派遣等を通じて、防災組織づくりや防災マニュアルの作成、防災訓練の実施など、マンションにおける災害対応力を強化する。また、防災講習会を開催し、災害への備えについて普及・啓発を行うとともに、近隣マンションや地域との交流を促進する。	防災対策優良マンション認定棟数	
			70棟	増加
5	事業所防災対策の普及	防災講演会や出前講座など、さまざまな普及・啓発の機会を通じて、事業所に留まる対策の重要性の周知や従業員の安否確認体制の整備、水・食料の備蓄促進など、事業所の防災力を高め、地域と一体となった取組を推進する。	事業所における防災対策の普及・啓発	
			実施	継続
6	帰宅困難者対策の推進	地域の事業所が主体となる「帰宅困難者支援施設運営協議会」を支援するとともに協議会の活動を通じ、区、東京都、事業所、防災関係機関との連携・協力体制を強化する。さらに、大規模開発等の機会を捉え、帰宅困難者一時滞在施設や一時待機場所の設置を促進し、来街者の安全が確保できる体制を強化する。	一時滞在施設数	
			28施設	増加
			帰宅困難者協議会会員数	
			53会員	増加
7	防犯意識の普及・啓発	巧妙化する高齢者を狙った振り込め詐欺等に対し、警察等関係機関との連携を強化することや区民等の防犯に対する意識啓発・知識を高めることで、犯罪を未然に防止する環境づくりを推進する。	区内の刑法犯発生件数	
			2,271件	減少
			区内の特殊詐欺被害認知件数	
			63件	減少

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
8	地域の防犯力の向上	犯罪の抑止力となる防犯カメラ等の防犯設備の整備や自主的な地域見守り活動を支援するとともに、犯罪情報の提供や防犯知識の普及・啓発を図り、地域における総合的な防犯力の向上を図る。	地域防犯カメラ設置台数	
			534台	増加
9	消費生活に関する情報発信	区民一人一人が正しい知識を習得し消費者トラブルを未然に防止するため、関係機関と連携して、消費生活センターホームページや情報誌、消費生活講座等、さまざまな媒体を通じて消費生活情報を発信する。	消費生活展参加者数	
			372人	増加
10	建築物の耐震化の支援	建築物の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修を実施する建築物の所有者などに対して助成を行うとともに、外壁落下や窓ガラスの飛散防止を促す。また、特定緊急輸送道路については、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、建替えや除却に対する助成を実施する。さらに、区民に対する耐震化の普及・啓発を推進するため、耐震促進協議会による耐震フェアや耐震相談会、建築物の耐震性の点検等を促進するとともに、耐震アドバイザーの派遣等により、分譲マンションの耐震化における技術的な課題や区分所有者間の合意形成についての相談を受けるなど、幅広く支援を実施する。	住宅の耐震化率	
			92.8% (平成27年3月)	95.0% (令和2年度末)
			民間特定建築物の耐震化率	
			86.3% (平成27年3月)	95.0% (令和2年度末)
11	区民住宅管理の適正化	施設の修繕や設備の機能更新を目的とした改修を計画的に行い、区民住宅の長寿命化を図るとともに、共用部などのLED化による省エネルギーへの取組などを推進する。	空室率	
			借上住宅 26.3% 区立住宅 3.8% 区営住宅 1.5%	借上住宅 20.0%
			老朽化率	
45.0%	維持			
12	高齢者等の居住支援	高齢者や障害者など誰もが住み慣れた地域で、安心して生涯を通じて住み続けられるよう東京都や関係機関と連携し、多様なニーズやライフステージに応じた居住支援を進める。	住み替え支援	
			実施	継続
13	高齢者向け優良賃貸住宅等の整備	高齢者の居住の安定を図るため、民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅等の整備や家賃減額に対する費用の一部を助成し、高齢者が安全かつ安心して生活のできる住宅の供給を誘導する。	高齢者向け優良賃貸住宅等の助成戸数	
			109戸	139戸
14	適正なマンション管理の支援	分譲マンション管理組合等を対象に、管理組合の抱えるさまざまな問題について、マンション管理士や一級建築士による相談会・セミナーを開催するほか、各種情報提供を行うなど適正なマンション管理の支援を行う。また、マンションの管理運営に係る情報交換などを行う場として、管理組合交流会の開催やインターネット上のシステム「すまいるコミュニティ」を提供することで、良好なコミュニティ形成につなげる。	適正なマンション管理の支援	
			実施	継続

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
15	分譲マンションの良質な住宅形成に向けた支援	大規模改修や建替えを検討している分譲マンションの管理組合に対し、マンションアドバイザーを派遣し、情報提供や相談対応など幅広い支援を行う。また、計画的な改修工事等の費用の一部を助成するなど、管理組合によるマンションの長寿命化対策の支援を推進する。	マンション管理士派遣回数	
			11回	20回以上/年
16	街路樹・緑道の整備	道路整備や再開発等に合わせて、街路樹の整備を進めるとともに、中低木や緑化フェンスによる多層化・連続化を進める。また、地域の特色を踏まえ、沿道の価値やまちのイメージを高める花の咲く樹木、新葉や紅葉が美しい樹木など特色ある樹種を植栽する。また、道路や河川沿いの緑道について、バリアフリーに配慮しながら四季折々の樹木や草花の植栽、ベンチの設置等により、憩いや安らぎを感じることが出来る散策路として整備する。また、国や東京都と連携を図り、未利用地を活用した新たな緑道の整備を進める。	街路樹の整備	
			650.2m	2,110m
			緑道の整備面積	
			1,160m ²	新設2,360m ² 改修1,160m ² (令和4年度)
17	公園・児童遊園の整備	老朽化が進んだ公園等については、地域の特性やニーズ、自然環境等に配慮しながら改修整備を行う。また、複数の公園等で機能を分担・特化させるなど有効活用を進め、多様化するニーズに対応していく。さらに、大規模開発や公共用地の活用などさまざまな機会を捉えて新たな公園等の整備を進める。	公園の整備	
			—	新設 1園 拡張 6園 改修 9園
			児童遊園の整備	
			—	改修 5園
18	水辺環境の整備	誰もが快適に水辺の散策を楽しめる環境を整備するため、東京都による朝潮運河等の護岸基盤整備に合わせ、自然環境や周辺景観との調和にも配慮した水辺空間を創出していく。また、水辺の回遊性を高めるため、遊歩道の連続化を図るとともに、大規模開発等の機会を捉え、水辺からの景観に配慮したまちづくりを促進し、にぎわいの創出を図る。	水辺環境の整備	
			—	整備面積 16,480m ²
19	施設の緑化促進	緑豊かな都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和を図るため、公共施設の改修や改築の機会を捉えて屋上・壁面等の緑化を推進する。また、民間施設についても緑化指導や樹木の保護育成に係る費用を助成するなど、緑化の促進を図る。	緑化助成による緑化面積	
			延べ514m ²	促進
20	「中央区の森」事業の推進	地球温暖化対策に寄与するため、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全活動を支援するとともに、区民・事業者等を対象とした「中央区の森体験ツアー」などを実施し、森を守り、育てることの大切さについて普及・啓発を図る。また、保全活動の対象地区を拡大するなど、事業のさらなる充実に取り組む。	「中央区の森」協定地面積	
			約46.7ha	拡大
21	家庭・事業所における省エネルギー行動の促進	二酸化炭素排出量を削減するため、エネルギー使用量の見える化や中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及を図り、家庭や事業所での省エネルギー行動を促進する。また、自然エネルギー機器や省エネルギー機器等の導入費用の一部を助成し、エネルギー使用量の削減を促進する。	区内の二酸化炭素排出量	
			2,154千 t-CO ₂ (平成28年度)	1,896千 t-CO ₂ (令和12年度)

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
22	都市づくりにおける低炭素化	清掃工場でごみを焼却する際に生じる排熱を利用し、地域へ供給するエネルギーとして活用する取組を進める。また、東京都と連携して、次世代エネルギーとして期待される水素エネルギーの普及促進を図る。さらに、開発事業者等に対し、まちづくりにおける環境配慮を要請し、環境性能の高い住宅や事業所ビルの建築を促進する。	都市づくりにおける低炭素化	
			実施	継続
23	低公害・低燃費車の普及促進	低公害・低燃費車の普及を一層推進するため、区営駐車場の使用料の減額や電気エコ（急速充電）スタンドの周知を図るとともに、民間施設における電気自動車充電設備の整備を促進する。また、エコドライブを推奨し、大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減を促進する。	低公害・低燃費車の普及促進	
			実施	継続
24	まちのクリーン活動の促進	世界に誇る美しいまちの実現に向け、町会・自治会、学校、事業所等の協力を得て、まちの一斉清掃を行うクリーンデーを実施する。また、自宅や事業所周辺を清掃するまちかどクリーンデーなど、地域における自主的な清掃活動の促進を図る。	クリーンデー参加団体数	
			286団体	増加
			まちかどクリーンデー登録団体数	
			266団体	増加
25	歩きたばこ・ポイ捨て防止対策の推進	指導員による地域パトロールや町会・自治会や事業所等との合同による街頭キャンペーンを実施し、快適な歩行空間を確保する。また、啓発用看板等の多言語化を進めるなど、外国人来街者に対する普及・啓発も図る。	歩きたばこ・ポイ捨て防止対策	
			実施	継続
26	大気・水環境の改善に向けた取組	区内の大気汚染の実態や河川の水質等の各種環境調査を実施し、現況を的確に把握するとともに、調査結果を区民に周知し、環境に対する意識の高揚を図る。また、東京都や関係機関と連携し、大気・水環境の改善に向けた広域的な取組を進める。	河川水質等の各種環境調査	
			実施	継続
27	情報発信・意識啓発の充実	環境情報誌や区のおしらせ、エコまつりなどさまざまな機会を通じて情報発信を行い、家庭や事業所における3R運動を促進する。また、子どもの頃から環境に対する意識を高め、ごみの減量やリサイクル等の生活習慣を身に付けられるよう、小学校・幼稚園・保育所等への出前による環境学習を実施する。	情報発信・意識啓発	
			実施	継続
28	発生抑制・再使用の促進	マイバッグ使用によるレジ袋削減や詰め替え商品の推奨などによる容器包装の削減を消費者や小売業者に働きかけるとともに、エコ・クッキング教室等のイベントやパンフレットを通じて、食品ロスの削減に向けた普及・啓発を行うなど、ごみの発生抑制を促進する。また、「リサイクルハウスかざぐるま」での不用品販売やフリーマーケットの開催等を通じて、区民のリユース活動を支援する。	1人1日当たりのごみ排出量	
			293g	276g
29	資源分別の徹底、資源化の推進	ごみと資源の分け方や出し方をパンフレット等により、わかりやすく普及・啓発し、燃やすごみとして多く排出されている雑紙（紙袋・包み紙）やプラスチック製容器等の資源分別の徹底を図る。また、集積所に出されたごみから小型家電を選別し、資源化を図るピックアップ回収を実施するなど、ごみの資源化を推進していく。	容器包装廃棄物の回収量	
			5,692t	6,221t

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
30	地域の魅力を高める道路の整備	歴史や文化等の地域の強みや特徴をいかした都心の顔にふさわしい空間とするため、デザイン性の高い歩道や照明、街路樹などの豊かな緑により、街路環境（シンボルロード）の整備を進める。また、商業のまち中央区にふさわしい活気にぎわいに満ちた道路空間を創出するため、商業・観光振興に資するカラー舗装等の道路整備を進める。	街路環境（シンボルロード）の整備	
			250m	1,590m
31	環境にやさしい道路の整備	ヒートアイランド現象の緩和や交通騒音の抑制、さらには集中豪雨等による被害の軽減を図るため、遮熱性舗装や低騒音舗装、車道透水性舗装などの環境にやさしい道路整備を推進する。	環境にやさしい道路の整備	
			低騒音舗装※ 17,903m ² 遮熱性舗装 14,223m ² 車道透水性舗装 558m ² ※道路改修、街路環境整備分含む	低騒音舗装※ 54,917m ² 遮熱性舗装 39,500m ² 車道透水性舗装 6,562m ² ※道路改修、街路環境整備分含む
32	橋りょうの整備、長寿命化	区が管理する道路橋の約7割が建設後50年を経過し、老朽化が進んでいることから、橋りょうの安全性の確保と修繕に係るコストの縮減を図るため、計画的に点検を実施するとともに、歴史的景観や価値の保全に配慮しながら、予防保全型の修繕を実施する。	橋りょうの長寿命化	
			—	長寿命化修繕 延べ13橋
33	電線共同溝の整備	良好な都市景観の形成や都市防災機能の強化を図るため、電柱に添架している電線類を収納する電線共同溝の整備を行い、無電柱化を推進する。	電線共同溝の整備	
			—	2,732m
34	人にやさしい歩行環境の整備	障害者や高齢者など誰もが安全かつ快適に移動できるよう、歩道の拡幅や段差解消等を行い、道路空間のバリアフリー化を推進する。	人にやさしい歩行環境の整備率	
			歩道拡幅 440m セミフラット化※ 450m ※歩道拡幅・街路環境整備分は含まず	歩道拡幅 2,660m セミフラット化※ 2,305m ※歩道拡幅・街路環境整備分は含まず
35	バス乗降所等の整備促進	商業集積地やターミナル駅周辺における大型バスの路上駐車等による交通渋滞や路上混雑を抑制するため、再開発事業等の機会を捉え、大型バスの乗降所の整備を促進する。	大型バス乗降所の整備促進	
			4件	増加
36	自転車通行環境の整備	歩行者、自転車、自動車がともに安全で安心して通行できる道路空間の整備に向けて、国や東京都と連携しながら、自転車専用レーンの整備や自転車ナビマーク・ナビラインの設置を進める。また、国や東京都の動向を踏まえながら、自転車通行空間のネットワーク化を推進する。併せて、自転車利用のルールの周知やマナーの向上を図る。	自転車通行環境の整備	
			1,310m	4,450m
37	放置自転車対策の推進	駅周辺における歩行者の通行の妨げやまちの景観を損ねる放置自転車をなくすため、広幅員の歩道上への駐輪場整備や大規模再開発事業の機会を捉えた駐輪場の整備を促進する。併せて、放置自転車禁止区域の指定を行い、撤去活動の強化を図る。	区内駅前放置自転車台数	
			1,312台	減少

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則:平成30年度末)	目標 (原則:令和6年度末)
38	コミュニティサイクルの拡充	環境にやさしい交通手段である自転車の利用を促進するため、コミュニティサイクルの認知度向上に向けた情報発信を行う。また、利便性の向上を図るため、サイクルポートを拡大するとともに、周辺区と連携して広域相互利用を推進する。	コミュニティサイクルの利用回数	
			1,076,731回	増加
39	基幹的交通システムの導入促進	東京都と緊密に連携を図りながら、都心部と臨海部を結ぶ BRT の運行開始および銀座・東京駅方面への運行の実現に向けた取組を進める。また、都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線の早期事業化に向けて、関係自治体と連携を図りながら、国や東京都に働きかけを行う。晴海地区に整備が予定されているマルチモビリティステーションについては、多様な公共交通の乗り継ぎができ、誰もが利用しやすい交通結節機能を備えた施設となるよう、東京都や関係機関と連携を図る。	BRT の運行	
			調整	本格運行 (令和4年度以降)
			地下鉄新線の早期事業化	
			検討	継続
			マルチモビリティステーションの整備	
調整	整備完了			
40	コミュニティバスの利便性向上	交通不便エリアの解消と公共施設へのアクセス向上のため、江戸バスと BRT や既存公共交通との乗り継ぎ利便性の向上を図る。また、技術開発の動向を見ながら、より一層環境に配慮した車両の導入を検討する。	コミュニティバスの利便性向上	
			検討	継続
41	水上交通の活性化促進	身近な交通手段として利用されることを目指し、東京都や舟運事業者と連携し、新たな舟運ルートの開設を促進するとともに、陸上交通とのアクセスの向上を促進する。また、水辺空間の有効活用と活性化を推進するため、再開発事業等の機会を捉え、官民連携により水辺のにぎわい拠点施設の整備を促進する。	水上交通の活性化の促進	
			実施	継続
42	協議型まちづくりの推進	中央区まちづくり基本条例や中央区市街地開発事業指導要綱に基づき、近隣住民等に対し協議や説明を行う協議型のまちづくりを推進するとともに、人口増加や社会状況の変化に合わせ、活力ある地域社会の健全な発展および生活環境の向上ならびに快適な都心居住のまちづくりの実現に向けて取り組む。	協議型まちづくりの推進	
			実施	継続
43	地区計画による良好なまちづくり	良好な地区環境の形成のための地区施設(歩行者用通路・広場等)、建築物の整備、土地利用等を一体的かつ総合的に規制・誘導することで良好なまちづくりを推進する。また、生活関連施設、商業施設等のより良い都心居住に寄与する施設や、国際化や訪日外国人旅行者等の来街者に対応する良質で地域のにぎわいに寄与する宿泊施設等を誘導していく。	地区計画によるまちづくりの推進	
			実施	継続
44	再開発事業等の推進	市街地再開発事業等の制度を活用しながら、個別建替えでは困難な地域貢献施設やコミュニティ空間の整備、水辺環境の活性化、歴史的建物の保存を通じた地域文化の継承等により、新たなにぎわいの創出を進める。また、各地区のまちづくりガイドラインやまちづくりビジョンに掲げる将来像の形成に向け、地域住民との意見交換を重ねながら地域課題の改善を図るなど、良好なまちづくりの推進に取り組む。	再開発事業等の完了件数	
			29件	37件

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
45	東京の表玄関 八重洲の顔づくり	東京駅前にふさわしい風格ある都市景観の形成、バスターミナルの整備や地下街を含めた交通ネットワークの充実・強化に加え、国際観光都市として魅力的な商業・文化・観光機能等を集積することにより、日本橋・銀座地区とのにぎわいの連続性を確保し、安全で快適な回遊性の高い国際都市東京の玄関口を形成する。	東京駅前3地区の再開発事業の実施	
			調整	一部完了
46	銀座の魅力の 向上	地元組織である銀座デザイン協議会等とともに、観光客の急増に対する受入環境の充実など新たな課題に対応し、良好な街並みの維持・継承、活気とにぎわいのある魅力あふれるまちづくりを推進する。	銀座ルールの改定	
			改定に向けた検討	改定
47	築地のにぎわ いづくり	築地魚河岸や築地場外市場を中心に、住み・働く方々と連携し、活気とにぎわいを継承・発展させていく。また、築地市場の跡地については、都心の発展に不可欠な交通結節機能とともに、食のまち築地の新たなにぎわいが創出されるよう、東京都に要望する。	築地の新たなにぎわいの創出	
			実施	継続
48	日本橋川の再 生と景観整備	地元のまちづくり検討組織とともに首都高速道路の日本橋区間の地下化や日本橋川の再生に向け、国や東京都と緊密な連携を図る。また、日本橋川沿いの再開発事業などに対し支援等を行い、日本橋を中心に伝統や文化が息づき、水辺空間を存分にいかした魅力あるまちづくりを推進していく。	日本橋川沿い5地区再開発事業	
			調整	継続
49	東京2020大会のレガシー をいかした晴 海のまちづく り	晴海地区将来ビジョンで掲げる「世界をリードする先端技術をいかし、知的創造を育む居住・滞在・憩いの空間」の実現を目指す。また、東京2020大会の選手村やその後の住宅への転用等による開発で整備されるオープンスペース・憩いの空間、水素ステーションおよびマルチモビリティステーションによる交通結節機能等を活用し、新たなライフスタイルや快適な都心居住が創出されるようオリンピックのレガシーをいかしたまちづくりを進めていく。	晴海四丁目施設の整備	
			設計	開設 (令和5年度)
			ほっとプラザはるみリニューアル	
			リニューアル案の検討	開設 (令和5年度)
50	銀座と築地を つなぐ 新たな都市 空間の創出	建設後50年以上が経過し、老朽化が進む首都高速道路都心環状線の築地川区間の更新と合わせた沿道のまちづくりの機会を捉えながら、首都高掘割空間の蓋かけにより、現在分節されている銀座と築地のまちをつなぐ、快適かつ良好な新たな都市空間を創出する検討を行う。	銀座と築地をつなぐ新たな都市空間の創出	
			検討	継続

(3) 基本目標③ 輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまち

- 商店街が、身近な買い物の場であることはもとより、それぞれの特性を踏まえ強みを伸ばしている。また、時代の最先端と下町情緒豊かで洗練された文化が調和する都心中央区ならでの「おもてなし」によってにぎわいが創出されている。
- 区内の中小企業が社会の変化に対応し、安定した経営基盤のもとで事業活動を展開している。また、歴史ある伝統工芸を含む多彩な産業が発展することにより、まちに活気とにぎわいがあふれている。さらに、雇用・就労の機会の充実が図られるとともに、勤労者の生活安定に向けた取組が進み、区民が安心して働くことができている。
- 風格・洗練・活気・情緒など都心中央区ならでの魅力をいかした新たなにぎわいが創出されていることにより、来街者の増加と地域経済の活性化による好循環が生まれ、観光先進都市として持続的に発展している。
- 家庭・地域・学校・関係機関の連携がより一層進み、地域全体で家庭教育を支援する体制が整い、子どもたちが心身ともに健やかに成長している。また、青少年が野外活動やレクリエーション等の集団行動を通して、自主性や社会性を身に付け、地域の健全育成を担う指導者として活躍している。
- 誰もが生涯にわたって学習することができる機会が確保されているとともに、学びの成果をいかし、ボランティアや地域活動に参加するなど、ゆとりと潤いのある豊かな生活を送っている。
- 誰もが日常的にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、健康で生涯を通じていきいきとした生活を送っている。
- 町会・自治会をはじめ、企業やNPO、ボランティア団体等が相互に連携し、自ら率先して地域における課題を解決できる良好な都心コミュニティが育まれ、快適な暮らしを送ることができる都心型協働社会が実現している。
- 多くの区民が文化活動に参加するとともに、文化を通じた交流が活発に行われ、本区の多彩な文化が国内外に発信されている。
- 海外の姉妹都市との交流や異文化とのふれあいを通して区民の国際意識が向上し、国際都市としてふさわしい文化と感性が育まれている。また、国内諸都市との地域間交流活動が行われ、相互の理解と絆が深まっている。
- 中央区平和都市宣言の趣旨の普及・啓発を通じて、区民が平和の大切さ、尊さを自覚しながら生活している。

基本的方向③

＜商業振興・産業振興分野＞

- 再開発事業の機会を捉えた商業施設の誘導など、まちのにぎわいを創出していくとともに、商店街等による観光客の受入環境の整備を支援する。
- 各個店や商店街全体の魅力創出と向上を図るため、地域の歴史・文化、顧客、立地といった特性をいかした「地域ブランド」の確立に向けた商店街の取組を支援する。また、来街者の区内回遊を促進するため、商店街が他の商店街や地域団体等と共にそれぞれの魅力をつなぎ合わせ、連携して行う事業を支援する。
- 本区の産業を支える中小企業がさまざまな経営課題を解決し、活発な事業活動を展開できるよう、きめ細かい経営支援を推進する。また、創業を促進することにより、常に新しいアイデアや活力を創出する。
- 中小企業の人材確保と区民の安定した就労を実現するため、関係機関との連携を強化し、雇用・就労の機会を提供する。また、中小企業で働く方々が豊かで充実した生活を送ることができるよう、勤労者福祉の充実を図る。

＜観光分野＞

- ショッピングや食文化に加え、本区の強みである歴史と文化に根ざした魅力あふれる観光資源や隅田川を中心とした潤いのある水辺環境を最大限に活用し、都市の生活を含めたまちそのものを楽しむ「都市観光」の魅力を高めていく。
- 区内の観光情報をさまざまな媒体で積極的に発信し、来街者が区内のあらゆる場所で必要な観光情報を得ることができる環境を整えることにより、区内回遊性の向上を図る。

＜家庭教育支援・青少年健全育成分野＞

- 地域全体で家庭教育を支援するため、家庭・学校・地域と連携しながら、保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供するなど、子どもを育む「親力」の向上を図る。
- 地域が自主的に取り組む活動を支援し、青少年の活動参加の機会を増やし、子どもたちの健全育成に携わる指導者となれるよう人材を育成していくことで、青少年の健全育成を推進する。

<生涯学習・スポーツ分野>

- あらゆる区民の学びや活躍の機会を拡充し、自己実現と生きがいづくりを支援する。また、学習活動・ボランティア活動を通じて、人々の出会いと学び合いを促進する生涯学習活動の担い手を育成する。
- 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、世代や生活スタイル、技術、興味、目的に応じて、日常的にスポーツ活動を楽しみ、親しむことができる生涯スポーツを推進する。
- 誰もが気軽に楽しくスポーツに取り組めるよう、ハード・ソフトの両面から、区民が身近なところでスポーツ活動ができる場を構築する。また、区民がスポーツに関連する必要な情報を手軽にかつ効率的に入手できる環境づくりを進める。
- 各種スポーツ団体の活動支援や指導者の確保・育成を図りながら、地域スポーツを推進する。

<コミュニティ分野>

- 町会・自治会の活動に対する支援を行うとともに、区民の地域への愛着やふるさと意識の向上に寄与するふれあいと交流等の機会を提供することで、良好なコミュニティの醸成と地域活動の活性化を図る。
- 町会・自治会や企業をはじめとしたさまざまな団体と地域住民の連携を支援し、まちの課題を自ら解決できる地域の力を高め、都心型協働社会の形成を推進する。

<文化振興・国際交流・地域間交流・平和分野>

- 区民が文化に触れる機会や文化を発信していく場を拡充するとともに、多様な主体によりさまざまな文化を創造するための仕組みを構築し、区民が誇れる個性豊かな文化が育つ環境を整備する。
- 友好・姉妹都市をはじめとした地方との交流の機会を通じて、さまざまな文化や生活の相互理解を深める。また、区に暮らす人、区を訪れる人すべての人々にとって活動しやすい環境を整えることで、区民との活発な交流を促進する。
- 区民一人一人が戦争の悲惨さや平和の大切さ、尊さを理解し、再認識できる機会を設けていくとともに、あらゆる施策を通じて平和意識の普及・啓発に努める。

具体的施策③

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則:平成30年度末)	目標 (原則:令和6年度末)
1	訪れる人をもてなす観光機能の強化	今後も増加が見込まれる外国人旅行者に対応するため、多言語版商店街マップの作成など、来街者向け多言語対応の取組を支援する。また、免税手続一括カウンターの設置や多通貨決済サービス等の導入を支援する。	商店街活性化事業	
			実施	継続
2	商店街ブランドの向上による商業機能の強化	商店街のさらなる集客に向けて、地域が統一のテーマを設け、各店舗で商品やサービス等、独自のこだわり・自慢の「逸品」を確立して他店舗との差別化を図る取組や、商店街の愛称、シンボルマーク等を作り、イベントや宣伝活動に活用する取組を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化事業 ・地域協力事業 ・イベント事業 	
			実施	継続
3	商店街の連携による活性化の推進	商店街が自らの活動を活性化させ、にぎわいを創出し、周辺へと拡大していくために行う、近隣商店街等との連携・協力体制の構築および連携事業を支援する。また、連携事例を区内全体で共有するなど、商店街のさらなる連携強化を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化事業 ・地域協力事業 ・イベント事業 	
			実施	継続
4	商工業融資	金融機関、信用保証協会と協力の上、あっ旋融資を実施するとともに、利子補給・信用保証料補助などを行い、資金調達の利便性を向上させ、負担を軽減することで、区内中小企業の振興を図る。また、融資実施後も経営状態の確認が必要な事業者に対して、経営診断・指導を行うなど、継続的な支援を行う。	商工業融資の実施	
			実施	継続
5	創業支援、経営基盤の強化	窓口相談や出張相談、経営に関する有益な知識や情報を提供するセミナーを実施することで、中小企業経営者等を支援する。また、販路拡大やホームページ作成の支援、区内共通買物券の発行、産業支援施設の運営等を通じ、経営基盤の強化を図る。また、区内での創業を促進し、産業振興を図るため、区内の創業支援事業者等と連携しながら、ワンストップ創業相談、創業セミナー等を実施し、包括的・継続的な創業支援を推進する。	創業支援事業を利用し、実際に起業した人数	
			297人	増加
6	地場産業等活性化支援	本区の地場産業である印刷・製本業が、他の業種と融合しつつ活性化できるよう産業文化展等を通じて広く情報発信するとともに、異業種と交流しながら商談できる機会を充実する。また、江戸以来培われてきた伝統工芸等も数多く存在することから、本区の特徴的な産業の一つと捉え、維持・発展に向けた支援を行う。	地場産業活性化支援	
			実施	継続
7	雇用・就労機会の提供	ハローワーク飯田橋、東京都、雇用問題に係る団体等と連携して、区内の企業、事業所に対する求人説明会の実施や、区民等に身近な就職支援の場として職業相談、就職面接会、未就職学卒者等の就労支援を実施するなど、中小企業の人材確保や雇用の安定化を図るとともに、区民の就労を支援する。	就労支援事業の実施	
			実施	継続

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
8	勤労者福祉の充実	勤労者福祉の充実を図るため、中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」において、事業所への入会促進活動や会員のニーズを踏まえたきめ細かい事業展開を行うとともに、公益財団法人として会員をはじめ一般勤労者や区民を対象とした幅広い福利厚生事業等を実施する。	レッツ中央会員数	
			9,547人	増加
			レッツ中央に入会している事業所数	
			1,790事業所	増加
9	多様な主体との連携による観光施策の推進	本区ならではの都市観光を充実させていくため、情報の収集・発信や多様な観光資源をつなぐ施策を中央区観光協会や他の自治体、民間事業者と連携しながら広域的に展開する。	多様な主体との連携による観光施策の推進	
			実施	継続
10	舟運観光の活性化	本区の豊かな水辺環境を積極的に活用するため、中央区観光協会と連携し、舟運ルート・ツアーの開発・活用や舟運観光ガイドの育成を行うとともに、船便情報の一元的な管理・発信等を支援することにより、利用者の利便性の向上を図る。	舟運観光の活性化	
			実施	継続
11	再開発等を活用した集客の核づくり	中央通りと晴海通りを本区の観光メインストリートとして位置付け、再開発事業等の機会を捉えて、観光振興に資する集客施設を誘致するとともに、陸と海を結ぶ交通結節機能の強化や観光案内施設の整備を促進する。	再開発等を活用した集客の核づくり	
			実施	継続
12	外国人旅行者等受入環境の整備	国や東京都と連携しつつ、無料 Wi-Fi 等の通信環境の整備や多言語・ピクトグラム表記を用いた観光案内サインの整備を推進するとともに、区民や区内事業者に外国人旅行者等を受け入れる上で必要なスキルや生活習慣の違いといった知識を広めるなど、ハードとソフトの両面から取組を進める。	Wi-Fi アクセスポイント数	
			13箇所	増加
13	観光情報センターによる情報発信	観光情報センターでは、地域の観光案内施設等と連携して最新の観光情報の集約・共有を図るとともに、来場者等のニーズを的確に把握し、さまざまな媒体によりリアルタイムに必要な情報提供を行う。また、区のプロモーション映像を活用し、本区の魅力を国内外に効果的に宣伝するとともに、主に海外に向けて、観光客自らが情報を発信していく仕組みづくりを推進する。	観光情報センターによる情報発信	
			実施	継続
14	観光の担い手の育成	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその先の観光客増加を見据え、中央区観光協会や国・東京都、大学等が連携して、観光ボランティアガイドや外国語ボランティア、観光特派員などの観光の担い手を育成し、来街者の利便性を高めていく。	観光ボランティア登録者数	
			177人	増加
15	家庭教育学習会の開催	家庭の教育力の向上を図るため、中央区家庭教育推進協議会が区、学校、PTA、地域の関係機関等と連携して家庭教育学習会を開催するとともに、父親を対象に子育てへの積極的な参加を促す事業を実施する。また、子育て支援ボランティア団体等の活動を積極的に支援していく。	「家庭教育学習会」の父親の参加者数	
			406人	増加

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
16	健全育成機関・団体との連携、青少年健全育成団体への支援	家庭・地域社会・学校および行政機関・関係団体がより一層緊密に連携し、長期的な展望に立って青少年の健全育成を総合的かつ効果的に推進していくため、中央区青少年問題協議会を開催する。また、地域における青少年の健全育成、非行防止を図るため、各補導連絡会において、青少年の指導方法についての学習や非行少年等についての情報交換を行う。さらに、各地域において、さまざまな行事を実施する青少年対策地区委員会の活動を支援し、地域における青少年の健全育成を図る。	青少年問題協議会を通じた連携	
			実施	継続
17	青少年リーダーの養成・支援	小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけづくりとして、野外活動、レクリエーション、集団生活などを行う研修会を実施する。また、高校生、大学生、社会人等、それぞれの年代において、将来にわたり活動できる場と機会の拡大を図るために組織された青年リーダーの会に対して支援を行う。	地域等で活動した青年リーダーの延人数	
			120人	増加
18	活動・参加の場づくり	異なる年齢・地域の子どもが、互いに触れ合い、知り合うことができるよう、子どもたちが一堂に集って、さまざまな児童文化活動やレクリエーションなどに共に参加する機会を提供していく。	子どもフェスティバル参加者数	
			12,500人	維持
19	中央区民カレッジ	生涯を通じた学習活動を推進するため、区民の多様なニーズに即した講座の実施や、中央区民カレッジ修了生による特色のある講座の開催のほか、大学や企業・NPO・地域団体等各機関との連携により、事業の充実を図る。また、生涯学習活動の担い手として生涯学習サポーターを育成し、主体的な学び合いの環境づくりを推進していく。	中央区民カレッジ申込者数	
			5,996人	増加
20	社会教育関係団体に対する支援	社会教育関係登録団体に対し、指導者の派遣や学習相談を実施するとともに、社会教育会館を利用しやすい環境を整え、活動を支援する。また、サークルガイドブックや区ホームページを活用した紹介を行い、区民の生涯学習のきっかけづくりや交流機会の充実を図る。	社会教育関係登録団体数	
			649団体	増加
21	生涯学習活動の場の拡充	各種講座・講演会や、サークル活動、ボランティア会合等の生涯学習活動の活性化を図るため、区のみならずさまざまな施設を活用しながら、区民の学びや活躍の場を拡充する。	社会教育会館利用率	
			76.6%	増加
22	スポーツ活動の推進	スポーツ施設のバリアフリー化など誰もが利用しやすい環境づくりを推進するとともに、より多くの区民が日常的にスポーツ活動に参加できるよう親子で参加できるスポーツ教室の実施や日常生活の中で取り組める健康・体力づくりの普及・啓発などライフステージに応じたスポーツ活動を支援し、生涯にわたるスポーツ活動の充実を図る。	区政世論調査において、「週1回以上スポーツを行う」人の割合	
			50.0%	増加

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
23	スポーツ活動 ができる場の 確保・充実	区民にとって身近にあり、気軽にスポーツを楽しめる施設である区立スポーツ施設の利用環境・利便性の向上を図るとともに、学校、公園等の公共施設・空間を運動やスポーツのために有効活用していく。また、学校施設の新設、改築等の機会を捉え、スポーツ開放を視野に入れた施設整備を推進し、スポーツ活動が出来る場の拡充を図る。	総合スポーツセンター・ 月島スポーツプラザ利用者数	
			919,306人	増加
24	スポーツ活動を「ささえる」 人材の育成 支援	区民のニーズに対応するため、障害者スポーツを含めたスポーツ指導者の育成や資質の向上を図るとともに、関係団体の指導力の向上を支援する。また、小・中学生や高校生に対し、スポーツイベント等においてボランティアとして運営等に関わる機会を提供し、スポーツを「ささえる」活動の推進を図る。	小中高生ボランティア体験参加人数	
			65人	増加
25	コミュニティ 醸成に向けた 支援	町会等活性化支援情報誌「こんにちは町会です」の作成等により町会・自治会への加入促進活動を支援し、コミュニティ活動を充実させるとともに、区運営のホームページ上で各町会・自治会の紹介および活動内容を掲載している「町会・自治会ネット」により、活発な情報発信と町会・自治会同士の連携の強化を図る。また、地域における顔の見えるつながりや生きがいとしての地域活動を学ぶ講座を開催し、不足している地域活動の担い手を発掘・養成し、地域コミュニティの活性化を推進していく。	担い手養成塾修了者数	
			67人	増加
26	交流事業の 実施	町会・自治会をはじめとした区内各種団体の協力を得て開催している「大江戸まつり盆おどり大会」等のイベントや区内全ての公衆浴場で実施している世代間の交流を促進する「コミュニティふれあい銭湯」を通じて、地域住民相互の交流やふれあいを促進する。	交流事業の実施	
			実施	継続
27	地域イベント の支援	町会・自治会が主体となって行う地域の手づくりイベントや盆踊りを支援することで、地域独自のイベントの開催を促進し、新たに住民となった方を含めた多くの区民が地域で触れ合い、交流するきっかけをつくとともに、地域への愛着心や連帯感、ふるさと意識の向上への一助とする。	支援する地域イベント助成件数	
			地域手づくりイベント 推進助成 180件 地域盆おどり大会助成 57件	増加
28	協働事業の 推進	町会・自治会やNPO、ボランティア団体等の社会貢献活動団体の提案による協働事業を実施し、よりきめ細かで質の高い行政サービスの提供を図るとともに、社会貢献活動団体の育成や区民の地域活動への参加を促進し、地域全体の課題解決力の向上を推進していく。	協働提案事業採択数	
			16件	増加
29	文化に触れる 機会の充実	区内の名所・旧跡、画廊・美術館等の文化資源を活用し、まち全体をミュージアムと捉えて本区の魅力を発見・再確認するためのイベント「中央区まるごとミュージアム」を開催する。また、中央区文化・国際交流振興協会において、古典芸能鑑賞会やコンサート等の各種文化事業を開催し、区民が文化に触れる機会を充実する。	「中央区まるごとミュージアム」参加者数	
			68,000人	増加

No.	区の主な取組	内容	重要業績評価指標 (KPI)	
			現状 (原則：平成30年度末)	目標 (原則：令和6年度末)
30	区民が主体となる文化活動の支援	文化活動を活性化していくため、区民文化祭、中央区まるごとミュージアムの開催等、文化活動や作品を発表する機会を拡充するとともに、文化事業の経費助成や後援等により、区民主体で行われる文化活動を継続的に支援する。	文化祭参加者数	
			3,246人	増加
31	地域による文化資源の展示・公開	地域に根づく伝統・文化や産業を象徴する文化資源を展示・公開する「中央区まちかど展示館」事業を推進する。また、新規展示館の発掘・認定を進めるとともに、中央区まちかど展示館運営協議会においてホームページやSNSでの情報発信、イベントの開催等、幅広い分野でのさらなる活用を図る。	まちかど展示館認定件数	
			26件	拡大
32	国際的な文化イベントの誘致・支援	区民が文化に親しむ機会を創出するため、区内で国際的なイベントを誘致する。また、観覧だけでなく、区民が積極的に交流および参加していけるようイベントを支援することで、本区の文化振興をより一層推進していく。	東京国際合唱コンクール inHARUMI	
			実施	継続
33	国際交流の推進	国際交流のつどいや国際交流サロンの開催支援等、中央区文化・国際交流振興協会への活動支援を通じて、区民の主体的な文化活動や国際交流の活性化を図り、活力ある地域社会づくりを推進する。また、さまざまなイベントで多言語対応を推進し、外国人区民が本区の豊かで多彩な魅力に親しみやすい環境を提供していく。	国際交流事業の推進	
			実施	継続
34	外国人が暮らしやすいまちづくりの推進	外国人区民に向けた通訳・翻訳窓口の開設、生活便利帳「生活ガイドブック」の発行、施設見学会の開催等により、外国人区民が必要な情報を入手できる、暮らしやすい環境づくりを推進する。また、多様化・高度化する外国人区民のニーズや使用言語等の状況を踏まえた多言語対応を図っていく。	外国人が暮らしやすいまちづくりの推進	
			実施	継続
35	都市・地域間交流の推進	友好都市である山形県東根市をはじめとした各交流都市との区民・市民間レベルの交流を促進するとともに、23区一体となって展開する「特別区全国連携プロジェクト」等も含め、さまざまな分野における連携を深めながら、東京を含むそれぞれの都市・地域の発展・成長につなげる。	友好都市等交流事業数	
			15事業	継続
36	平和祈念事業等による平和意識の醸成	「平和の都市（まち）の楽しい集い」の開催や、戦時中の写真や戦災資料を展示する「平和展」を区立小・中学校でも実施するなど、次世代を担う子どもをはじめ多くの区民に平和の尊さ・大切さを見つめ直す機会を提供する。また、区ホームページの特設ページである「平和祈念バーチャルミュージアム」により日頃から平和について考える場を提供するとともに、平和に関する資料の収集・保存を行い、平和意識の普及・啓発を図る。	平和事業の推進	
			実施	継続

中央区まち・ひと・しごと創生総合戦略

刊行物登録番号
31-115

令和2年3月
編集・発行

中央区企画部政策企画課
東京都中央区築地一丁目1番1号
電話 (03) 3546-5212

印 刷

タナカ印刷株式会社 浜町営業所
東京都中央区日本橋浜町三丁目39番11号
電話 (03) 5623-3981